

請願文書表 令和4年6月盛岡市議会定例会（令和4年6月20日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
6-1	R 4. 6. 13	<p>安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るためにの請願のうち</p> <p>「【請願項目】</p> <p>1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。</p> <p>①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と待遇を改善すること。</p> <p>②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。</p> <p>2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。」</p>	<p>ほか8団体</p> <p>(紹介議員) 鈴木一夫 神部伸也 鈴木俊祐</p>	教育福祉常任委員会
6-2	R 4. 6. 13	<p>安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るためにの請願のうち</p> <p>「【請願項目】</p> <p>3. 社会保障・社会福祉にかかる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。」</p>	<p>ほか8団体</p> <p>(紹介議員) 鈴木一夫 神部伸也 鈴木俊祐</p>	総務常任委員会

受 理 番 号	受 理年月日	請 願 の 要 旨	提出者及び紹介議員	付 託 委 員 会
7	R 4. 6. 13	mRNAワクチン接種 時のインフォームド・ コンセントのガイドラ イン策定に関する請願	[REDACTED] (紹介議員) 豊 村 徹 也	教育福祉 常任委員会
8	R 4. 6. 13	請願審査の透明性およ び信頼性を高めること を目的とした請願	[REDACTED] (紹介議員) 豊 村 徹 也	議会運営 委員会

2022年6月13日

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し
国民のいのちと健康を守るための請願

紹介議員

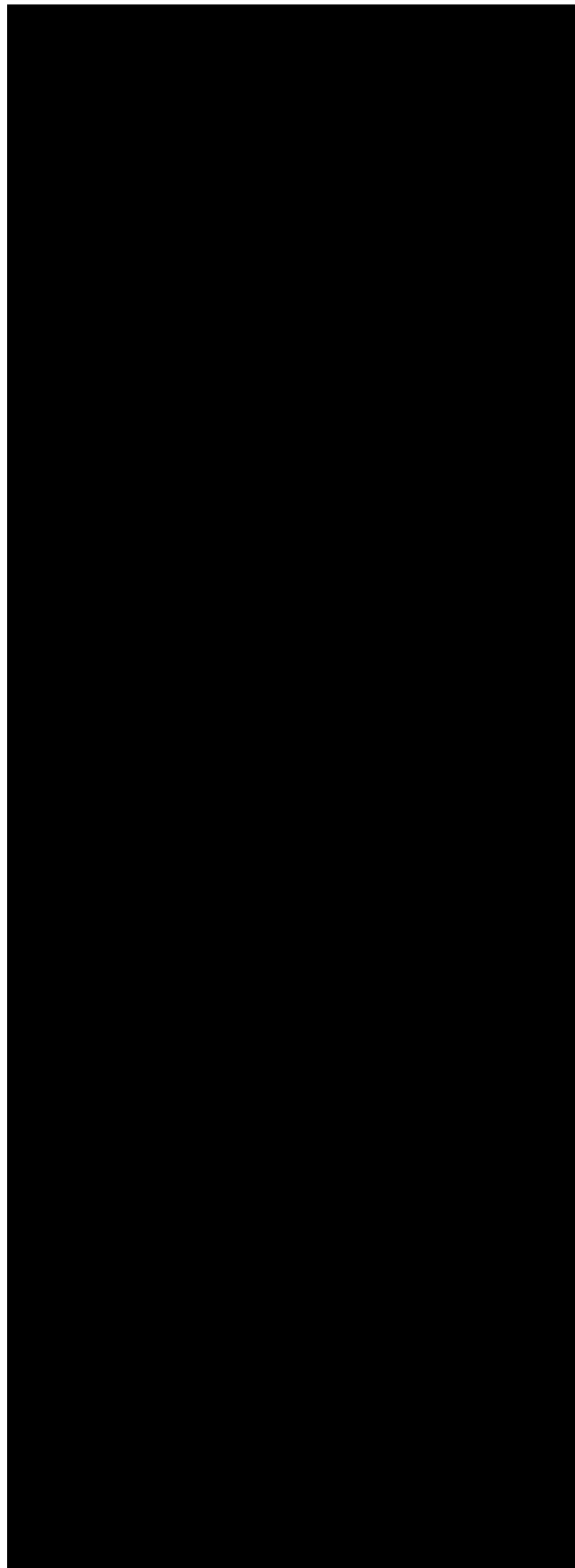
鈴木一夫
鈴木俊右
神部伸也

請願第 6 号



2022年6月13日

盛岡市議会
議長 竹田 浩久 殿



2022年6月13日

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し 国民のいのちと健康を守るための請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きています。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

以上をふまえ、国民のいのちと健康を守るために貴議会においても下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

【請願項目】

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - ① 医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と待遇を改善すること。
 - ② 公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
3. 社会保障・社会福祉にかかる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きています。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

加えて、75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。

- ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と待遇を改善すること。
- ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。

2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3. 社会保障・社会福祉にかかる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2022年 月 日

議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

令和4年6月13日

盛岡市議会議長様



紹介議員

住所

氏名 政

連絡先

請願第 7 号

mRNA ワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願

請願 要旨

- 1 新型コロナ感染対策として、現在推奨されている mRNA ワクチン（以下、ワクチンと表記）について、本来接種者に集計すべき人数を未接種者に集計していた統計方法を適正化し再集計した結果、ワクチン接種に感染予防効果がないばかりか、接種者の方が感染しやすい事実が 2022 年 5 月 11 日の厚労省専門家会議「新型コロナウィルス感染症対策アドバイザリーボード」で明らかになった。
- 2 岩手県の統計資料によれば、岩手県内の陽性者の 8 割がワクチン接種者である。
- 3 高齢者や基礎疾患のある方、妊婦などハイリスク群に関しては、特例承認時の国内治験において、二重盲検はおろか治験そのものが行われていないことに加え、交互接種の有効性および安全性について、メーカーが検証していないにも関わらず、行政は推奨している。
- 4 当初期待された感染予防効果がないことが明らかになった現在、重症化予防を目的として、国内治験時と異なる変異株に対して、ワクチン接種を推奨している。
- 5 しかし、大阪府（人口 878 万人）の統計によると大部分の世代で有意差は 0~0.2%（重症者の実数は、世代別で 0 人～最大 14 人）であり、重症化の有無がワクチンに直接起因しているかの根拠は不明である。
- 6 上記のような実態に加え、心筋炎や脳血栓、ADE、抗原原罪に代表される重大な副反応の発現率について、従来型ワクチンと比較にならない高さであることを知らない市民が接種を希望する際、接種する医師によって提供する情報に差が生じた結果、適正かつ十分なインフォームド・コンセントが実施されていれば接種を希望しない市民に対し、情報提供が不十分であれば、本意に反して医療従事者に接種同意を与えてしまう可能性が否定できない。
- 7 盛岡市として、インフォームド・コンセントのガイドラインが策定されていない以上、接種する医療従事者は常に希望者から、インフォームド・コンセント違反の訴訟リスクなし保健所による違反摘発のリスクを回避できない。

上記を踏まえて、以下の通り、市民と医療従事者の保護の観点から、ワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関して、請願します。

請願 事項

- 1 市民の健康を最優先したインフォームド・コンセントのガイドラインを策定すること
- 2 策定にあたって、周知徹底し、違反した場合の行政処分を明確化すること
- 3 医療の専門家ではない市民の保護を最優先し、医療従事者の過失、重過失、説明責任の不履行によって市民の健康が損なわれることがないように周知徹底監督すること
- 4 策定にあたって、特に未成年、高齢者、基礎疾患のある方、妊婦およびその家族に関して、インフォームド・コンセントの基準を厳格化し、医療情報弱者の保護をはかること。

以上

第 76 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 4 年 5 月 18 日（水）14 時 00 分～
場所：大阪府本館 1 階 第 1 委員会室

次 第

議 題

（1）現在の感染状況・療養状況等

- ・現在の感染状況について【資料 1-1】
- ・現在の療養状況について【資料 1-2】
- ・感染状況と医療提供体制の状況について【資料 1-3】
- ・滞在人口の推移【資料 1-4】
- ・（参考）感染防止認証ゴールドステッカーについて【資料 1-5】

（2）大阪府における感染拡大防止に向けた取組み

- ・府民等への要請【資料 2-1】
- ・専門家のご意見【資料 2-2】

（3）大阪モデルについて

- ・大阪モデルの見直しについて【資料 3-1】
- ・大阪モデル「警戒解除」への移行（緑色信号点灯）について【資料 3-2】
- ・専門家のご意見【資料 3-3】

報 告

（4）その他

- ・今後の感染拡大に備えた医療・療養体制の考え方について【資料 4-1】
- ・第六波を上回る感染拡大を見据えた病床の考え方について【資料 4-2】
- ・新型コロナ要介護高齢者に対応する医療施設・病床の整備について【資料 4-3】
- ・新型コロナウイルス感染症大阪府検査体制整備計画【改訂第 3 版】<概要>
【資料 4-4】
- ・医療機関による発生届の HER-SYS 入力の促進【資料 4-5】
- ・大阪府「配食・パルスセンター」について【資料 4-6】
- ・新型コロナ患者の確保病床を有しない病院に対する感染対策支援体制の構築等の
状況【資料 4-7】
- ・高齢者施設等の協力医療機関におけるコロナ治療対応促進【資料 4-8】

新規陽性者数と重症・死亡例のワクチン接種歴（令和4年4月30日判明時点）

- ◆令和4年4月1日から4月30日に陽性判明した100,340名のうち、ワクチンを3回接種していた者は11,172名(11.1%) であった。
- 60代以上の陽性者9,121名のうち、ワクチン3回接種済は3,851名(42.2%) であった。
- ◆ワクチン3回接種済11,172名のうち、重症化したものは10名、死亡した者は13名（重症例10名のうち、2名は死亡のため重複）。
- ◆20代以上におけるワクチン接種歴別の重症・死亡の割合は、未接種者に比べ、3回接種済の者の方が低かった。

4月 陽性 判明	全体の新 規陽性 者数 [A]	ワクチン接種あり（3回）						ワクチン接種あり（2回以下）						接種なし・不明					
		陽性者数 [B]	割合 [B/A]	重症 [C]	重症者の 割合 [C/B]	死亡 [D]	死亡者の 割合 [D/B]	陽性者数 [E]	割合 [E/A]	重症 [F]	重症者の 割合 [F/E]	死亡 [G]	死亡者の 割合 [G/E]	陽性者数 [H]	割合 [H/A]	重症 [I]	重症者の 割合 [I/H]	死亡 [J]	死亡者の 割合 [J/H]
未就学児	8,885	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8,885	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
就学児	6,738	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	29	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	6,709	99.6%	0	0.0%	0	0.0%
10代	16,063	166	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	5,788	36.0%	0	0.0%	0	0.0%	10,109	62.9%	0	0.0%	0	0.0%
20・30代	35,097	3,032	8.6%	1	0.0%	0	0.0%	14,512	41.3%	2	0.0%	0	0.0%	17,553	50.0%	1	0.0%	0	0.0%
40・50代	24,336	4,111	16.9%	0	0.0%	0	0.0%	10,041	41.3%	3	0.0%	0	0.0%	10,184	41.8%	3	0.0%	1	0.0%
60代以上	9,121	3,851	42.2%	9	0.2%	13	0.3%	1,901	20.8%	4	0.2%	23	1.2%	3,369	36.9%	14	0.4%	56	1.7%
調査中	100	12	12.0%	0	0.0%	0	0.0%	44	44.0%	0	0.0%	0	0.0%	44	44.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	100,340	11,172	11.1%	10	0.1%	13	0.1%	32,315	32.2%	9	0.0%	23	0.1%	56,853	56.7%	18	0.0%	57	0.1%

※陽性者のワクチン接種状況は保健所による聞き取りやHER-SYSデータに基づく（4月30日判明時点）

※重症者及び死者の割合について令和4年5月8日判明時点までの重症・死亡者数に基づく。今後、重症・死亡者数の推移により変動することに留意が必要。

令和4年6月13日

盛岡市議会議長様



紹介議員

住所

氏名 政策

連絡先

請願第 8 号

請願審査の透明性および信頼性を高めることを目的とした請願

請願 要旨

- 1 請願は国民の権利として保障されているが、市議会において、請願審査でいかなる議論が行われたか、意思決定の具体的な過程を知る方法は、直接請願審査に傍聴する以外ない。
 - 2 平日に開催されるため、請願審査の議論を直接傍聴できる市民は限られている。
 - 3 請願者には趣旨説明のための権利が保障されている一方、請願審査の際、発言する機会がないため、委員会内において、請願趣旨を十分に理解していない一部委員が誤解に基づいて議論をしているのが確認できてもその場で訂正することができない。
 - 4 そのため、現在の運営方法では、請願者が委員の誤解を訂正する機会がないことに起因して、請願趣旨を該当委員会の委員が誤解したまま、意思決定される可能性が否定できない。
 - 5 また、請願によっては内容に関する一切の議論を行うことなく採決が行われているため、意思決定プロセスを市民が検証することができない。
 - 6 意思決定の理由に関して、それぞれの委員の見解および根拠はおろか委員会としての公式見解（具体的な根拠）を示すことなく、否決に関しては、理由と根拠を示していない。
 - 7 委員会の意思決定が不透明かつ説明責任を十分に果たしているとは言い難い請願審査を行った場合、委員会および議会への住民の信頼性を損なうことはあっても高めることはない。
 - 8 このような請願審査は、審査の透明性および信頼性の観点から、住民の議会への期待を損ない政治への関心を失わせ、市議会議員選挙の投票率の低下を促す可能性を否定できない。
- 上記より、請願審査の透明性および信頼性を高め、民主主義の要である議会が住民にとって、重要な存在となるために、以下の通り、請願します。

請願 事項

- 1 請願者が希望した場合、請願審査をインターネット中継することに加え、アーカイブ閲覧を可能とするによって、請願審査が公正かつ適正に行われていることを、いつでもどこでも誰でも確認できる形式にすること
- 2 請願の採否にあたって、否決の場合に限り、意思決定の信頼性を高めるために否決理由を委員会公式見解として、根拠を示した形式でホームページ上に公開すること
- 3 委員会内の誤解に基づく意思決定によって、市民にとって致命的な委員会判断が行われることを予防するために、請願者が希望した場合は請願者および関係者ならびに請願事項に精通する有識者への発言の権利を運営規則ないし委員長判断で原則認めること

以上